



福岡医発第 1513 号 (地)
令和 3 年 8 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について

今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より日本医師会を通じて、ワクチン接種の廃棄物の処理に関する同省作成のチラシについて周知依頼がありました。

これまで、ワクチン接種の廃棄物の処理については①「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について」で、また②「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の一部改定について」で、同ガイドラインに「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場（医療機関以外の会場も含む）」が追記されたこと等をお知らせしております。（それぞれ①令和 3 年 4 月 28 日付福岡医発第 357 号(地)、②令和 3 年 7 月 27 日付福岡医発第 1298 号 (地) にてご連絡済み)

今回のチラシは、ワクチン接種会場にて使用済みの注射針が、耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器に梱包されなかったことによる針刺し事故が複数件報告されていること等から、現場においてワクチン接種の廃棄物の適正な処理や事故防止等に資するものとして、上記通知等を取りまとめて作成されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、これらのチラシ（編集可能なパワーポイント版を含む）については、日本医師会 HP の「新型コロナウイルス感染症都道府県医師会宛て通知」に掲載されておりますことを申し添えます。（下記 URL より地域医療課を参照）

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和 3 年 8 月 3 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

(公印省略)

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より本会宛に「ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（事務連絡）」によって、同省作成のチラシに関する周知方依頼がありました。

これまで、ワクチン接種の廃棄物の処理については①「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について」で、また②「「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の一部改定について」で、同ガイドラインに「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場（医療機関以外の会場も含む）」が追記されたこと等をお知らせしております。（それぞれ①令和 3 年 4 月 8 日付（地 20）、②令和 3 年 7 月 13 日付（地 188）にてご連絡済み）

今回のチラシは、ワクチン接種会場にて使用済みの注射針が、耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器に梱包されなかったことによる針刺し事故が複数件報告されていること等から、現場においてワクチン接種の廃棄物の適正な処理や事故防止等に資するものとして、上記通知等を取りまとめて作成されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、これらのチラシ（編集可能なパワーポイント版を含む）については、本会 HP の「新型コロナウイルス感染症 都道府県医師会宛て通知」に掲載予定であることを申し添えます。（下記 URL より地域医療課を参照）

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

事 務 連 絡
令和3年7月29日

公益社団法人 日本医師会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより格別の御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」（令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により留意事項等を整理して通知したところで

す。今般、ワクチン接種会場にて使用済みの注射針が、耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器に梱包されなかったことによる針刺し事故が複数件報告されていること等を踏まえ、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の事故防止及び理解促進に資するチラシを別添のとおり作成しました。

ついては、貴会会員に周知いただき、それらの現場で掲示される等によりこの内容が徹底されるようよろしくお願いいたします。

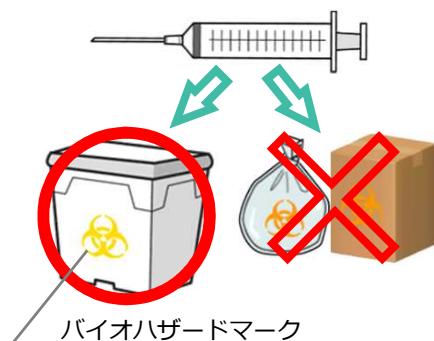
ワクチンの接種に伴い排出される 廃棄物の処理の留意点

新型コロナウイルスのワクチン接種会場から排出される注射針等は、
感染性廃棄物として適正に処理してください

その
1

注射針はプラスチック製の堅牢な容器に梱包！

- 使用済み注射針は、耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包してください。
- その他の感染性廃棄物（血液が付着したガーゼなど）は、丈夫なポリ袋、段ボール容器（内袋使用）又は耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包してください。（注射針がポリ袋や段ボール容器に混入しないよう徹底してください。）
- 感染性廃棄物が容器の外部に飛散・流出したり、ウイルスなどの感染性病原体が容器の外面に付着したりしないように、ポリ袋の口をしっかりと縛る又は容器の蓋を確実に密閉するようにしてください。
- 感染性廃棄物以外の廃棄物は、感染性廃棄物が混入しないように留意して、感染性廃棄物を表す表示（バイオハザードマークなど）のないポリ袋等に梱包して排出してください。



！ ごみ収集時に、針刺し事故が起こるおそれがあります

その
2

感染性廃棄物は保管場所である旨を掲示して、 仕切り等で他と区別！

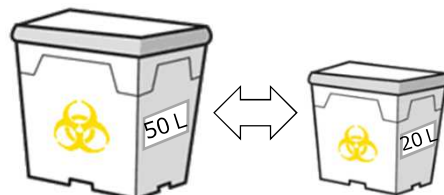
- 感染性廃棄物の保管場所は、
 - 周囲に囲いが設けられ、
 - 保管場所である旨等が掲示板で掲げられ、
 - 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の措置が講じられている必要があります。



その
3

廃棄物の量に応じ、適当な大きさの容器を選択！

- 注射針等を梱包するプラスチック製容器は、発生する廃棄物の量に応じた適当な大きさのものを選択してください。
- 極力、廃棄物の量が少ない状態で容器の蓋を閉じないよう留意してください。（一方、小さな容器に多量の廃棄物を詰め過ぎないようにしてください。）

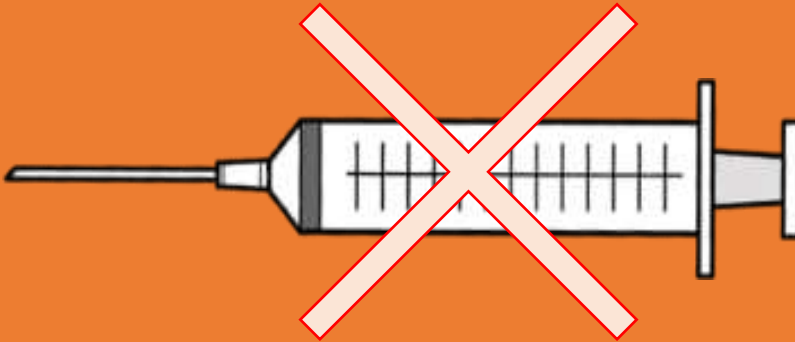


！ 少量の廃棄物で容器をむやみに密封し、排出する容器の数を増やすと、処理がひっ迫するおそれがあります

- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

日本医師会HPに掲載予定のパワーポイントを確認して、欄外の注意点をお読みの上そちらをご活用ください。

**注射針は
ここには捨てないでください！**



使用済み注射針は
耐貫通性のある
プラスチック製容器に
入れてください。



- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP

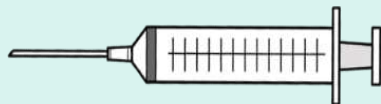


廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

ワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の分別について

日本医師会HPに掲載予定のパワーポイントを確認して、欄外の注意点をお読みの上そちらをご活用ください。

排出される廃棄物の例



使用済み注射針



プラスチック製容器



ガーゼ等の血液付着物



段ボール容器
(内袋使用)



ポリ袋
(二重使用)

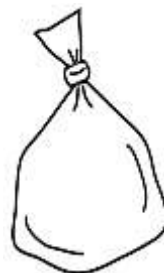


マスク

手袋

ガウン

バイアル



感染性廃棄物を表す表示
(バイオハザードマークなど)
のないポリ袋等

- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

ワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の分別について

日本医師会HPに掲載予定のパワーポイントを確認して、欄外の注意点を
読みの上そちらをご活用ください。

排出される
廃棄物の例



使用済み注射針



マスク



ガーゼ



ガウン



バイアル



手袋

容器の種類



プラスチック製容器



段ボール容器
(内袋使用)



ポリ袋
(二重使用)

- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)